矢板市告示第１３２号

矢板市被災者支援システム導入業務公募型プロポーザルについて、以下のとおり実施する。

令和８年１１月５日

矢板市長　　森 島　武 芳

記

１　業務名

矢板市被災者支援システム導入業務（以下「本業務」という。）

２　業務内容

主たる業務内容は、被災者支援システムの導入に係る業務とする。

詳細は、「矢板市被災者支援システム導入業務仕様書」のとおり。

３　履行期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

４　提案限度額

￥２，３００，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

５　参加資格要件

次の要件をすべて満たすことができる株式会社、その他法人または法人以外の団体等で、市からの委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有する者とする。

⑴本市の令和７・８年度物品等納入入札参加資格審査申請者名簿に「情報処理（L －２コンピュータ関連サービス）」で登録されている者であること。

⑵告示日時点で関東地方（栃木県・東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県）に本店・支店又は営業所があること。

⑶他自治体において、本市が導入するシステムと類似のシステムの納入実績を有すること。

⑷地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと及び同条第２項の規定に基づく矢板市の入札参加制限を受けていないこと。

⑸優先交渉権者決定通知の日までの間、矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

⑹民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項若しくは第２項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第１項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項若しくは第２項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第１項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑺宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦、支持または反対する目的の団体でないこと。

⑻矢板市暴力団排除条例（平成 24 年矢板市条例第 26 号）に規定する暴力団又は役職員が暴力団員等でないこと。

⑼国税及び地方税の滞納がないこと。

⑽その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

6　入札保証金及び契約保証金

⑴入札保証金：免除

⑵契約保証金：免除

7　支払条件

業務完了後の支払いとし、発注者の検査に合格した場合に業務委託料の請求ができることとする。

8　主なスケジュール（予定）

項目	日程（いずれも令和８年）
本件プロポーザルの実施公告	１１月５日（木）
実施要項・仕様書・様式の公表	１１月５日（木）
参加申込書の提出期限	１１月１３日（金）正午まで

質問書の受付期限	１１月１７日（火）正午まで
質問への回答	１１月２０日（金）までに回答
企画提案書の提出期間	１１月２４日（火）正午まで
審査委員会 （プレゼンテーション）	１１月２７日（金）（予定）
優先交渉権者決定	１１月２７日（金）（予定）
業務履行者決定	優先交渉権者決定から１１日以内
見積書の提出	業務履行者決定から７日以内
契約締結	契約決定通知から７日以内

９　手続等

⑴書類の配布

市の公式ウェブサイトからダウンロードすること。

⑵参加申込書、企画提案書の提出方法等

	参加申込書	企画提案書
提出期限	令和８年１１月１３日（金） 正午必着	令和８年１１月２４日（火） 正午必着
提出方法	持参又は郵送。郵送の場合は簡易書留とすること。	
提出場所	１０問合せ先に提出	

１０　問合せ先

〒３２９－２１９２

矢板市本町５番４号

矢板市役所　生活環境局　企画・危機対策担当

電　話　０２８７－４３－１１１４

メール　bousai@city.yaita.tochigi.jp